

起案用紙（産業建設常任委員会記録伺）

（1号）

議 長	副 議 長	委 員 長	事務局長	局長補佐	係 長	担 当	文書取扱主任
起 案 日	令和3年9月30日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決 裁 日	令和3年10月 日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	四 議 第 号			公 開		非公開理由	
分類番号	04 - 02 - 02			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開（ 公開）		四万十市情報公開条例第9条に該当 （ ）	
簿冊番号	04 - 04						
委員会名	産業建設常任委員会			会議年月日	令和3年6月25日（金）		
				会議時間	10時59分 ～ 11時44分		
出席委員	委 員 長	宮本 幸輝		委 員	酒井 石		
	副 委 員 長	山下 幸子		委 員	廣瀬 正明		
	委 員	小出 徳彦					
	委 員	山崎 司		欠席委員			
	委 員	大西 友亮					
その他	委員外委員	川村 一朗					
執行部出席者	観光商工課長	朝比奈雅人					
	観光商工課長補佐	金子 雅紀					
	観光商工課 商工・雇用対策係長	坂本 和代					
事務局	局 長	西澤 和史					
	総 務 係	谷 葵					
記 録							
<p>令和3年6月定例会において本委員会に付託を受けた議案2件の審査のため委員会を開催しました。 その概要については以下のとおりです。</p>							

■委員長挨拶により開会

●まず、付託を受けた「第10号議案 幡多公設地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の審査を行った。

【説明：朝比奈観光商工課長】

令和2年6月21日の卸売市場法の改正により、当該条例についても規制緩和の方向で一部改正を行い、1年間運用してきた。しかし市場関係者との協議の中で「卸売の相手方の制限」について意見があり、運営協議会でこの件に関して協議し、規程の見直しを行った。今回の改正は、条例により卸売の相手方について制限を設けるものであるが、卸売市場法の改正の趣旨に沿い、規則で例外規定を設け一定制限を緩和する等、開かれた市場になるよう取り組んでいく。

【質疑：廣瀬委員】

買受人以外に卸売ができるとなると市場にとっては大きなマイナスだと思うが、そうはならないようになっているのか。

【答弁：朝比奈観光商工課長】

買受人以外に販売するとなると、買受人のメリットがなくなり、市場自体の秩序も守りにくくなる。そのため、今回は改正卸売市場法の趣旨に逆行する形ではあるが、卸売会社からの販売は基本的に買受人だけに行うよう条例で制限をかける。しかし、自由化の方向へ向かう流れもあるため、例外規定として市長が認めるものについては制限を緩和していく方向で考えている。

【質疑：廣瀬委員】

どこかの小売業者が参入したいとか、何か要望があり緩和の方向に検討しているのか。

【答弁：朝比奈観光商工課長】

むしろ逆で、今、市場内では買受人不足が問題となっている。理由としては、買い期間や申請書類が面倒なこと等があり、平成3年と比較し買受人は約半減している。卸売会社がせりにかけ、買受人がそれを買うという基本的なスタイルを守っていきたいというのが市場関係者の総意であり、買受人を増やすことが基本線である。しかし時代の流れで食品流通の事業化というところがあるため、規則で一定緩和の方向にはしていきたいと思っている。

【質疑：廣瀬委員】

買受人以外の方が参加できるようになれば、買受人不足の解消に繋がっていくと捉えてよいか。

【答弁：朝比奈観光商工課長】

買受人が減ると当然、卸売会社の売り上げも減ってくる。幡多公設卸売市場市場を守るためには、卸売会社と買受人とのせりが基本原則と考えており、買受人になるための要件緩和も含めて、買受人を増やしていきたい。しかし、人口の減少や町の商店が軒並み店をたたんでいる状況の中、飛躍的に買受人が増えるとは思っていない。市場を存続していくためには、買受人を増やしていくことと並行して、規則の中で一定緩和も行い、市場祭りや市場での第三者販売等、一般消費者が競りの残品等を買うことができる日を設ける等の取組みも行っていきたいと、市場関係者との話を進めている。

【意見：小出委員】

自由化により昔からの流通の流れが変わってきている。そんな状況の中、買受人だけでなく例えば移動販売の方なども経済的に厳しい状況と聞く。今回の条例改正に合わせ、買受人を増やしていく取組の一つとして、そういった方が営業を続けていけるような検討も

していただきたいと思う。

【答弁：朝比奈観光商工課長】

買受人もだが、卸売業者、卸売会社の経営についても危機的に思っている。買受人だけに売るといのは逆行しているようにも思うが、市場関係者の総意であり、条例で規制をかけながら色んな方向を模索していきたいとは思っている。今後も市場関係者と協議を重ねていき、時代に合った形で取組を進めていきたい。

【質疑：山崎委員】

市場へ行くと売れない品物がたくさん余っている。全部売ってしまいたいというのも今回の改正理由にはあるのか。

【答弁：朝比奈観光商工課長】

今回の改正は買受人を増やしていくために一定制限をかけるものである。残品に関しては今までも買受人以外にも販売しており、材料を加工して販売する等の工夫も行っている。

【質疑：大西委員】

他の所でも同じようなことは起こっていると思うが、参考になる取り組み等はあるか。

【答弁：朝比奈観光商工課長】

全てを取っ払って自由化へ向かう、条例はそのまま置いて規則で一定緩和する、販売の相手方の制限だけをかけ他は自由化の方向へ持っていく等、市場によってそれぞれ課題がありパターンも様々だが、どこも買受人不足のため、売り先・売り方の自由化へ進んでいる流れである。

【意見：酒井委員】

今から新規に買受人になるに場合、買い子を6か月か1年行うのか。

【答弁：朝比奈観光商工課長】

買い子期間を短縮するよう調整をしており、申請書の簡素化も含めて買受人を増やす取組を進めている。

【質疑：宮本委員長】

今回の条例改正では、市長に申請書を提出し承認をもらえば買受ができるということだが、一般の方にはなかなか難しいと思う。市長に許可を取らなくても、市民が買受を体験できる日を設定する等、市場へより親しんでもらえるような仕組み作りをしてみてはどうか。市場の経営も上がっていき、市場が健全な形で運営できるようになれば、結局は買受人にもメリットがあると思うが。

【答弁：朝比奈観光商工課長】

今回の条例改正と合わせて規則も簡素化に向け改正したいと考えている。管理組合の組合長も非常に意欲的な方なので、宮本委員長の言われたことも参考に、実現に向けて取り組んでみたいと思う。

【意見：宮本委員長】

市場の方も一生懸命模索していると思う。その努力が報われるよう一緒になって考えてあげてほしい。

【答弁：朝比奈観光商工課長】

一緒に前を向いて行くような取組を進めていきたいと思う。

【意見：山下委員】

残った材料を使って色々工夫しているとのことだが、その中で色んな料理や新しい食材の発信といったことにもアンテナを広げながら取り組んでいただけたらと思う。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、「第11号議案 幡多公設地方卸売市場運営審議会条例の一部を改正する条例」の

審査を行った。

【説明：朝比奈観光商工課長】

現在、運営審議会条例では審議会は諮問・答申という形が基本となっているが、昨年度策定した市場の総合戦略について当審議会で進捗管理を行うため、条例の条文を改正するものである。

※質疑なし

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

■次に管内視察について協議を行った。

— 小休中 —

— 正 会 —

【宮本委員長】

管内視察については7月16日金曜日、視察先はまちづくり課・農林水産課関係で調整する。

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し委員会を終了した。